

(写)

保年発 第 1117 号
令和 6 年 (2024 年) 2 月 9 日

熊本市国民健康保険運営協議会
会長 坂 田 誠 二 様

熊本市長 大 西 一 史



令和 6 年度 (2024 年度) 国民健康保険料率等について (諮問)

国民健康保険制度は、県が、保険給付等に要する国民健康保険事業費納付金を算定し、市町村に納付を求めるとともに、市町村が集めるべき保険料総額を収納するための標準保険料率を各市町村に提示します。

本市においては、国民健康保険事業費納付金や標準保険料率を参考として、集めるべき保険料総額を収納するための保険料率等を検討・決定する必要があります。

については、令和 6 年度 (2024 年度) 国民健康保険料率等について、下記のとおり諮問します。

記

1 国民健康保険料の賦課割合について

(1) 基礎賦課額の賦課割合

所得割	100分の44.54 (現行100分の43.64)
被保険者均等割	100分の37.64 (現行100分の39.45)
世帯別平等割	100分の17.82 (現行100分の16.91)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の賦課割合

所得割	100分の44.07 (現行100分の44.65)
被保険者均等割	100分の38.62 (現行100分の38.74)
世帯別平等割	100分の17.31 (現行100分の16.61)

(3) 介護納付金賦課額の賦課割合

所得割	100分の45.58 (現行100分の46.44)
被保険者均等割	100分の54.42 (現行100分の53.56)

2 国民健康保険料率について

(1) 基礎賦課額の保険料率

所得割	100分の8.34 (据置)
被保険者均等割	35,100円 (据置)
世帯別平等割	25,600円 (据置)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

所得割	100分の2.62 (現行100分の2.27)
被保険者均等割	11,300円 (現行9,600円)
世帯別平等割	7,800円 (現行7,000円)

(3) 介護納付金賦課額の保険料率

所得割	100分の2.40 (現行100分の2.04)
被保険者均等割	17,800円 (現行15,400円)

3 賦課限度額について

基礎賦課限度額	65万円 (据置)
後期高齢者支援金等賦課限度額	24万円 (現行22万円)
介護納付金賦課限度額	17万円 (据置)

4 適用期日 令和6年(2024年)年4月1日